

亀山市公告第57号

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）第4条の規定により、市営住宅の入居者を公募する。

令和8年8月27日

亀山市長 櫻井 義之

1 申込受付の期間、場所及び申込方法

(1) 期間

令和8年9月9日から同月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

亀山市建設部建築住宅課住まい推進グループ

(3) 申込方法

亀山市営住宅条例施行規則（平成17年亀山市規則第104号）第3条に掲げる市営住宅入居申込書及び添付書類の持参による。

2 入居資格

(1) 入居資格

ア 次の条件を満たす者に限る。

(ア) 現に市内に住所又は勤務場所を有すること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、単身入居を可とする。

(ウ) 亀山市営住宅条例第6条第1項第3号に定める収入基準に適合していること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(オ) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に市営住宅の家賃の滞納がなく、かつ、亀山市営住宅条例第40条の規定による明渡し請求を受けたことがないこと。

(カ) 入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

イ アに掲げる条件を満たす者であっても、市町村税又は次の（ア）から（オ）までのいずれかの市の歳入を滞納している者については入居させないことができる。

（ア） 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成２７年亀山市条例第１号）及び亀山市認定こども園条例（平成２７年亀山市条例第３０号）に規定する利用者負担額等

（イ） 亀山市農業集落排水処理施設条例（平成１７年亀山市条例第１２４号）に規定する使用料

（ウ） 亀山市公共下水道条例（平成１７年亀山市条例第１３１号）に規定する使用料

（エ） 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年亀山市条例第３４号）に規定する負担金等

（オ） 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成２７年亀山市条例第２号）に規定する利用者負担額

３ 選考方法

提出された申込書を基に入居者を選考し、入居申込者数が募集戸数以下の場合は、全員が入居決定者となり、入居申込者数が募集戸数を上回った場合は、公開抽選により入居決定者及び補欠者を決定する。

なお、公開抽選の日時及び場所は、別途入居申込者に通知する。

４ 公募住宅

住宅名	構造	床面積等	家賃（月額）	位置
若山住宅P－ 205号	木造2階	2階部分 49.60㎡	11,000円～ 21,700円	若山町1番8－ 205号
井田川駅前住 宅M－102 号	中層耐火 4階	1階部分 28.10㎡	9,500円～ 18,700円	井田川町591番地1
栄町住宅I－ 303号	中層耐火 3階	3階部分 65.80㎡	19,300円～ 37,900円	栄町1506番地 64
和賀住宅L－ 11号	中層耐火 3階	3階部分 61.20㎡	16,300円～ 32,000円	和賀町59番303 号

※若山住宅P－205号は、優先入居住宅とする。

※井田川駅前住宅M－102号は、単身者世帯のみの申込みに限る。

※家賃は、収入月額に応じて6階層に分けるものとする。

5 優先入居の取扱いについて

優先入居住宅における優先入居対象者は、高齢者、障がい者、ひとり親等を対象とし、これらの者は一般の抽選に先立ち優先入居の抽選を行うものとする。ただし、これに外れても再度一般の抽選に参加することができる。

6 入居時期

令和8年10月下旬から同年11月上旬とする。ただし、都合により入居が遅れる場合がある。